3　前条第三項及び第四項の規定は、少年保護事件付添援助事業の援助金の支出について準用する。この場合において、前条第四項中「刑事被疑者弁護援助事業」とあるのは「少年保護事件付添援助事業」と、「前二項」とあるのは「前二項」と読み替えるものとする。

第二条の三　本基金から支出する弁護士会に対する少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業に関する加算事業のための事業費であって本会が特に認めた費用の補助金は、理事会の承認を得た費目及びその額とする。

第二条の四　本基金から支出する弁護士会に対する当番弁護士及び当番付添人の補助金（当番弁護士及び当番付添人が事件を受任した場合を除く。）は、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を支出するものとする。

一　当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に伴う費用　一件について五千円

二　当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に伴う通訳費用　一件について五千円

三　当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に関し、特別に支出を要した費用　理事会の承認を得た額

第三条中「第二号イ及びロ」を「第一号及び第二号」に改める。

附　則

1　第一条から第三条まで（第二条の二から第二条の四までの規定の新設を含む。）の改正規定は、平成二十三年六月一日から施行する。

2　改正後の第一条から第三条までの規定は、平成二十三年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前までに受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

日本司法支援センターの特定情報提供業務にかかる報酬支払いに関する規則を廃止する規則制定公告

日本司法支援センターの特定情報提供業務にかかる報酬支払いに関する規則（規則第百十一号）を廃止する規則（規則第百四十七号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十三年三月十七日

日本弁護士連合会

日本司法支援センターの特定情報提供業務にかかる報酬支払いに関する規則（規則第百十一号）を廃止する規則（平成二十三年三月十七日規則第百四十七号）

日本司法支援センターの特定情報提供業務にかかる報酬支払いに関する規則（規則第百十一号）は、廃止する。

附　則

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に生じている報酬等についての代理受領及び支払については、なお従前の例による。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・身長・体重不詳、推定年齢50歳以上の女性　遺留品・着衣は無し

上記の者は、平成22年８月26日午前11時30分頃、北海道石狩市厚田区濃昼たたみ岩から西側沖合５ｍの海上で、右上肢のみ浮遊している状態で発見された。死亡時期は、平成22年８月上旬（日時不詳）

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は石狩斎場の隣接地供養塔に仮安置していますので、心当たりの方は、当市保健福祉部福祉総務課までお申し出下さい。

平成23年４月11日

北海道　石狩市長　田岡　克介

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳

上記の者は、平成23年１月16日午前９時15分頃（推定）埼玉県三郷市彦成３丁目９番４－1104号で死亡しました。

なお、遺骨は葬祭業者に保管されていますので、心当たりの方は、当市福祉部生活ふくし課保護係までお申し出下さい。

平成23年４月11日

埼玉県　三郷市長　木津　雅晟

行旅死亡人

1　住所・氏名・本籍不詳の男性、年齢50歳位から60歳位、身長175センチメートル位、中肉、黒短髪に卵顔、黒色ニット帽、灰色ジャンパー、黒色セーター、青色ジーパン、黒色運動靴、所持金品は現金1,107円、ヘリウムガスボンベ、プライヤー

上記の者は平成23年１月27日、東京都八王子市川口町755番地先山林内で発見された。死因は縊死で平成23年１月26日に死亡したと推定される。

2　住所・氏名・本籍不詳の男性、年齢自称66歳、身長172センチメートル、体格やせ型、オレンジ色ジャンパー、白色ウインドブレイカー、所持金品は財布（現金33,551円在中）、遺書（封筒入り）パック（黒色、リュックサック入り）、筆記用具

上記の者は平成23年１月12日、東京都八王子市裏高尾町1885番地ＮＴＴ無線中継局から北西600メートルの地点で発見された。死因は自殺（失血死）で平成22年12月24日に死亡したと推定される。

上記２件の遺体は火葬に付し、遺骨は保管してありますので心当たりの方は本市健康福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成23年４月11日

東京都　八王子市長　黒須　隆一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の生後数日とみられる身長約50cm、体重2700ｇの男児。着衣、その他所持品はなし

上記の者は、平成23年２月20日午後３時50分頃、鳥取市滝山775番地の空き地において遺棄されているところを発見されました。死亡日時は平成23年２月19日頃（推定）、死亡場所及び死因は不詳です。遺体は火葬に付し、遺骨は安置していますので、心当たりのある方は鳥取市福祉保健部生活福祉課まで申し出てください。

平成23年４月11日

鳥取県　鳥取市長　竹内　功

会社その他の公告

解散公告

当連合会は、中小企業等協同組合法第六十二条第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当連合会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

栃木県鹿沼市流通センター六六番地

いちご流通センター協同組合連合会

清算人　利根川節二

解散公告

当社は、平成二十三年三月二十四日開催の臨時株主総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもちまして解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

栃木県宇都宮市戸祭元町一－一

宇都宮信用販売株式会社

清算人　長谷川　正

解散公告

当社は、平成二十三年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

栃木県宇都宮市駅前通り三丁目１番三号

有限会社柳井化粧品店

清算人　柳井　義隆

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二二番一〇号

アセットプラスワン株式会社

代表清算人　堀江　玲年